

前回いただいた意見とその対応方針（案）

No	委員による意見	当日の回答	対応方針（案）
保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集に係る諸条件			
◆4 施設運営・事業内容に関すること			
1	保育所保育指針の改定で保育課程という言葉が無くなり、新しくは全体的な計画になるので、「全体的な計画（保育課程）」と記載した方がいいのではないか。	保育所保育指針に適應した書き方に精査します。	同左
2	食育計画等も含むので、「全体的な計画（保育課程並びに指導計画他）」と記載した方がいいのではないか。		
保育所・小規模保育事業A型の設置運営事業者の選定方法			
◆3 第3次審査（実地調査）			
3	二つの事業者を同日に審査した方が、選定する側は同じ視点で見ることができる。施設の場所によっては、同日に実地調査を行うことは可能か。	実地調査は、事業者が希望した施設を見に行くことが公平な観点だと思います。また、例えば午睡している子が多いから不利だったと言われることも考えられます。公平感を保つとなると同じ条件になると思います。	第3次審査で、二つの事業者の運営施設において実地調査を行う場合は、それぞれ別日に実地調査を行います。そのため、第3次審査は二日に分けて行うこととなります。
保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者選定基準			
◆全体共通			
4	どのような視点で見るとある程度共通認識を持っておかなければ採点にバラつきが出てしまうかと思うが、いかがか。	事務局視点で気になることを皆様に判断していただくような補助的な資料を作成します。また、実地調査についても、準備していただく書類がどれだけ整っているのかも1つの判断材料になりますし、質問や確認事項を皆様に共有しながらそれぞれで採点していただきました。	これまで同様、事務局で選定における補助的な資料作成は継続いたします。また、審査の前に、質問や確認事項を共有できるような機会の設定等丁寧な進行に留意します。加えて、採点のバラつきが過剰にならないよう採点方法の見直しを行います。第3次審査についても、公募までに、審査用資料の作成に取り組みます。
◆「第1次審査：書類審査，第2次審査：事業者面接」			
5	1事業者の状況の(1)事業者概要について、審査・評価内容の「監査状況」を重視し配点を高くしたとのことだが、この変更によって昨年度のような事業者の辞退を防ぐことができるのか。	これまでも、審査・評価内容とさせていただきます。昨年度の事例を踏まえて配点を高くしましたが、所轄庁が分からないことや指摘していないことは採点として考慮することは難しいと考えています。	同左